

おトク e プラン for 愛媛 CATV

(主契約料金条件)

2019年5月15日 実施

四国電力株式会社

おトク e プラン for 愛媛 CATV

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	供 給 電 気 方 式, 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数	1
5	料 金	1
6	契 約 の 変 更	2
7	そ の 他	3
附	則	4
別	表	5

本 則

1 適 用

このおトク e プラン for 愛媛 CATV 料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は、おトク e プラン for 愛媛 CATV といたします。

3 適 用 範 囲

次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 電気需給条件 [低圧]（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）
(1)に該当する需要であること。
- (2) 株式会社愛媛 CATV との契約等を締結されていること。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された最低料金および電力量料金の合計から(3)の特別割引額を差し引いたものに、需給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が

26,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお、需給条件別表2（燃料費調整）(2)ロ(イ)の基準単価は、別表1（基準単価）によるものとしたします。

(1) 最低料金

1契約につき最初の11キロワット時まで	403円92銭
---------------------	---------

(2) 電力量料金

11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円00銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円96銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円79銭

(3) 特別割引額

特別割引額は、1月につき次のとおりとしたします。

1契約につき	86円00銭
--------	--------

ただし、需給条件20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合で、料金の算定期間が1月とならないときは、料金割引は行ないません。

6 契約の変更

お客さまが、3（適用範囲）(2)に該当していないことが明らかになった場合は、契約種別をおトクeプラン（おトクeプラン料金条件を適用いたします。）に変更いたします。

なお、契約種別変更後の料金適用開始の日は、当社にて定め、お客さまにお知らせいたします。

7 そ の 他

- (1) 需給条件 23（料金等のお知らせおよび請求）(3)にかかわらず，書面発行手数料は申し受けません。
- (2) 需給条件別表 8（日割計算の基本算式）(1)ロの場合の基本算式は，別表 2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものとしたします。
- (3) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の別表 2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間等の日数」および「暦日数」は，次によります。

イ 検針期間等の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は，開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は，消滅日の直前の検針日から，当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものとしたします。）の属する月の日数といたします。
 - (ロ) 需給契約が消滅した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものとしたします。）の属する月の日数といたします。
- (4) この料金条件にもとづく需給契約を開始後 1 年に満たないお客さまについては，原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

(実 施 期 日)

この料金条件は，2019年5月15日から実施いたします。

別 表

1 基準単価

燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	2円11銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭2厘

2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、需給条件別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = \frac{120\text{キロワット時}}{\text{ワット時}} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \frac{\text{最低料金}}{\text{適用電力量}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = \frac{300\text{キロワット時}}{\text{ワット時}} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \frac{\text{最低料金}}{\text{適用電力量}} - \frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をい

います。

(2) 需給条件 20 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3) (1)に規定する日割計算後の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。